ＩＴ委員会実務指針第７号「受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る内部統制の保証報告書」の改正について

平成 29 年４月 26 日
日本公認会計士協会

新	旧
ＩＴ委員会実務指針第７号	ＩＴ委員会実務指針第７号
受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る内部統制の保証報告書	**受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る内部統制の保証報告書**
平成25年７月24日 改正　平成27年10月５日 最終改正　平成29年４月26日 日本公認会計士協会	平成25年７月24日 改正　平成27年10月５日 日本公認会計士協会
－目　　次－	－目　　次－
項番号	（同　左）
	（同　左）

新	旧

新	旧
《Ⅱ 要求事項》	**《Ⅱ 要求事項》**
《６．保証業務の計画と実施》	**《６．保証業務の計画と実施》**
《(1) 規準の適切性の評価》	**《(1) 規準の適切性の評価》**
18. 業務実施者は、受託会社のシステムに関する記述書を評価する規準の適切性を評価する際、当	18. 業務実施者は、受託会社のシステムに関する記述書を評価する規準の適切性を評価する際、当

新	旧
該規準に少なくとも以下が含まれているかどうかを判断しなければならない。 (1) 記述書に、受託会社のシステムがどのようにデザインされ、業務に適用されているかが記載されているかどうか。これには、該当する場合、以下が含まれる。 ① 提供される業務の種類 ② 業務提供に利用されるシステムの範囲 ③ 業務提供に利用されるシステムの構成要素 ・ インフラストラクチャー：物理的構造物、ＩＴ及びその他のハードウェア（例えば、設備、コンピュータ、機器、モバイル端末及び通信ネットワーク） ・ ソフトウェア：アプリケーションプログラムやアプリケーションプログラムをサポートするＩＴシステムソフトウェア（オペレーティングシステム、ミドルウェア及びユーティリティ） ・ 人員：システムのガバナンス、運用及び利用に携わる人員（開発者、運用担当者、組織のユーザ、ベンダーの担当者及び管理者） ・ 手続：自動処理及び手作業の手続 ・ データ：システムによって利用又は処理されたトランザクション、ファイル、データベース、テーブル及びアウトプット ④ 上記のほか重要な事象や状況を受託会社のシステムにより把握し対応する方法 ⑤ 委託会社向け報告書等を作成するために用いているプロセス ⑥ 該当する原則とその規準及びそれらを充足するようデザインされた内部統制 ⑦ 内部統制をデザインする段階で想定されている委託会社の相補的な内部統制 ⑧ 受託会社の統制環境、リスク評価プロセス、情報システム（関係する業務プロセスを含む。）と伝達、統制活動、モニタリング活動の側面のうち、受託業務に関連するもの (2) タイプ２の報告書の場合、記述書の対象とする期間における受託会社のシステムの変更の内容が記述書に記載されているかどうか。 (3) 記述書の対象とする受託会社のシステムに関連する情報が省略又は歪曲されていないかどうか。ただし、記述書は広範囲の想定利用者に共通するニーズを満たすために作成される。したがって、個々の想定利用者がその特定の環境において重要と考える受託会社のシステムの全ての側面が含まれているわけではない。 (4) 報告書がプライバシー原則を対象としている場合、必要により、以下が含まれる。 ① 個人から収集し、又は委託会社や他の組織から入手したパーソナル・インフォメーションの種類、それらの情報の収集方法。委託会社が収集している場合、受託会社による入手方法 ② ア．委託会社との合意書、法令によりパーソナル・インフォメーションに適用される詳細な要求事項を識別し、イ．それらの要求事項に合致する内部統制と実務を導入するプロセス ③ 受託会社が、パーソナル・インフォメーションを収集、利用、保持、開示及び廃棄又は匿名化している場合、当該個人に提供しているプライバシー通知は、該当する原則とその規準に記載されたプライバシー通知の規準に準拠して作成されている。	該規準に少なくとも以下が含まれているかどうかを判断しなければならない。 (1) 記述書に、受託会社のシステムがどのようにデザインされ、業務に適用されているかが記載されているかどうか。これには、該当する場合、以下が含まれる。 ① 提供される業務の種類 ② 業務提供に利用されるシステムの範囲 ③ 業務提供に利用されるシステムの構成要素 ・ インフラ：システムの物理的なハードウェア・構成要素(設備、機器及びネットワーク) ・ ソフトウェア：システムのプログラム及びオペレーティング・ソフト(システム、アプリケーション及びユーティリティ) ・ 人員：システムの運用及び利用に関与する人員(開発者、オペレーター及び管理者) ・ 手続：システムの運用に含まれる自動処理及び手作業の手続 ・ データ：システムによって利用され支援された情報(取引の流れ、ファイル、データベース及びテーブル) ④ 上記のほか重要な事象や状況を受託会社のシステムにより把握し対応する方法 ⑤ 委託会社のための報告書等を作成するために用いているプロセス ⑥ 該当する原則とその規準及びそれらを充足するようデザインされた内部統制 ⑦ 内部統制をデザインする段階で想定されている委託会社の相補的な内部統制 ⑧ 受託会社の統制環境、リスク評価プロセス、情報システム（関係する業務プロセスを含む。）と伝達、統制活動、モニタリング活動の側面のうち、受託業務に関連するもの (2) タイプ２の報告書の場合、記述書の対象とする期間における受託会社のシステムの変更の内容が記述書に記載されているかどうか。 (3) 記述書の対象とする受託会社のシステムに関連する情報が省略又は歪曲されていないかどうか。ただし、記述書は広範囲の想定利用者に共通するニーズを満たすために作成される。したがって、個々の想定利用者がその特定の環境において重要と考える受託会社のシステムの全ての側面が含まれているわけではない。 (4) 報告書がプライバシー原則を対象としている場合、必要により、以下が含まれる。 ① 個人から収集し、又は委託会社や他の組織から入手したパーソナル・インフォメーションの種類、それらの情報の収集方法。委託会社が収集している場合、受託会社による入手方法 ② ア．委託会社との合意書、法令によりパーソナル・インフォメーションに適用される詳細な要求事項を識別し、イ.それらの要求事項に合致する内部統制と実務を導入するプロセス ③ 受託会社が、パーソナル・インフォメーションを収集、利用、保持、開示及び廃棄又は匿名化している場合、当該個人に提供しているプライバシー通知は、該当する原則とその規準に記載されたプライバシー通知の規準に準拠して作成されている。

新	旧
④　受託会社ではなく、委託会社に個人にプライバシー通知を提供する責任がある場合、委託会社による個人へのプライバシー通知の方法、委託会社によるプライバシー通知を個人に伝達する責任及び受託会社における自らのプライバシー実務の声明上、委託会社へプライバシー実務を伝達する責任。これらに関する声明には、以下の情報が含まれる。 ア．受託会社とその委託会社間のほとんどの合意に共通した重要なプライバシー及び関連するセキュリティの要求事項並びに受託会社が全て又はほとんどの委託会社に適合する委託会社との合意におけるその他の要求事項の概要 イ．委託会社との合意書に含まれない、受託会社が全て若しくはほとんどの委託会社に適合する法令、業界又は市場から必須となる重要なプライバシー及び関連するセキュリティの要求事項の概要 ウ．委託会社との合意書で認められたパーソナル・インフォメーションの収集目的、利用、開示並びにその合意書で禁じられているパーソナル・インフォメーションの収集目的、利用、開示に関する委託会社によるコミットメント及びこれらの合意書で禁止されていないパーソナル・インフォメーションの収集目的、利用、開示以外のもの エ．記載された目的若しくは契約要件において必要とされるものを超えない期間若しくは法令で要求される期間で保持される情報に関する声明又はその他の保持実務に関する声明 オ．廃棄される情報の滅失、盗難、誤用又は未承認のアクセスを防止する方法に関する声明 カ．個人が自らの情報を閲覧、更新又は修正するアクセスを得るために、委託会社から認められた手続の受託会社による支援の方法 キ．パーソナル・インフォメーションが正確かつ完全なものであるかを特定する手続及び受託会社が委託会社から許可された修正手続をどのように導入したかに関する記述 ク．個人から（個人から直接又は委託会社を経由して間接かにかかわらず）の自己のパーソナル・インフォメーションに関する問合せ、苦情及び紛争についての受託会社の取扱方法 ケ．文書化されたセキュリティプログラムの存在と、それが業界やその他の基準に基づいている事に関する声明 コ．受託会社が委託会社にとって適切であると考えるプライバシー実務に関係するその他の情報 ⑤　受託会社ではなく、委託会社に個人にプライバシー通知を提供する責任がある場合、受託会社のプライバシー実務の声明 (5) 受託会社が再受託会社を利用している場合、必要により、以下が含まれる。 ①　再受託会社又はその他の者と、情報を提供又は受領する場合 ア．情報の提供又は受領の方法、再受託会社又はその他の者の役割 イ．受託会社のプライバシー実務の声明に準拠して、その情報が保護されている事を特定するために実施される手続 ②　再受託会社が存在し、除外方式を選択している場合 ア．再受託会社が提供するサービスの性質 イ．責任が再受託会社に委任された、パーソナル・インフォメーションライフサイクルのあらゆる側面 ウ．再受託会社単独又は受託会社との組合せの内部統制によって充足するように意図された	④　受託会社ではなく、委託会社に個人にプライバシー通知を提供する責任がある場合、委託会社による個人へのプライバシー通知の方法、委託会社によるプライバシー通知を個人に伝達する責任及び受託会社における自らのプライバシー実務の声明上、委託会社へプライバシー実務を伝達する責任。これらに関する声明には、以下の情報が含まれる。 ア．受託会社とその委託会社間のほとんどの合意に共通した重要なプライバシー及び関連するセキュリティの要求事項並びに受託会社が全て又はほとんどの委託会社に適合する委託会社との合意におけるその他の要求事項の概要 イ．委託会社との合意書に含まれない、受託会社が全て若しくはほとんどの委託会社に適合する法令、業界又は市場から必須となる重要なプライバシー及び関連するセキュリティの要求事項の概要 ウ．委託会社との合意書で認められたパーソナル・インフォメーションの収集目的、利用、開示並びにその合意書で禁じられているパーソナル・インフォメーションの収集目的、利用、開示に関する委託会社によるコミットメント及びこれらの合意書で禁止されていないパーソナル・インフォメーションの収集目的、利用、開示以外のもの エ．記載された目的若しくは契約要件において必要とされるものを超えない期間若しくは法令で要求される期間で保持される情報に関する声明又はその他の保持実務に関する声明 オ．廃棄される情報の滅失、盗難、誤用又は未承認のアクセスを防止する方法に関する声明 カ．個人が自らの情報を閲覧、更新又は修正するアクセスを得るために、委託会社から認められた手続の受託会社による支援の方法 キ．パーソナル・インフォメーションが正確かつ完全なものであるかを特定する手続及び受託会社が委託会社から許可された修正手続をどのように導入したかに関する記述 ク．個人から（個人から直接又は委託会社を経由して間接かにかかわらず）の自己のパーソナル・インフォメーションに関する問合せ、苦情及び紛争についての受託会社の取扱方法 ケ．文書化されたセキュリティプログラムの存在と、それが業界やその他の基準に基づいている事に関する声明 コ．受託会社が委託会社にとって適切であると考えるプライバシー実務に関係するその他の情報 ⑤　受託会社ではなく、委託会社に個人にプライバシー通知を提供する責任がある場合、受託会社のプライバシー実務の声明 (5) 受託会社が再受託会社を利用している場合、必要により、以下が含まれる。 ①　再受託会社又はその他の者と、情報を提供又は受領する場合 ア．情報の提供又は受領の方法、再受託会社又はその他の者の役割 イ．受託会社のプライバシー実務の声明に準拠して、その情報が保護されている事を特定するために実施される手続 ②　再受託会社が存在し、除外方式を選択している場合 ア．再受託会社が提供するサービスの性質 イ．責任が再受託会社に委任された、パーソナル・インフォメーションライフサイクルのあらゆる側面 ウ．再受託会社単独又は受託会社との組合せの内部統制によって充足するように意図された

新	旧
該当するそれぞれの付録４の規準及び除外した再受託会社で実装することが期待されている当該規準を充足する内部統制の種類 エ．再受託会社が、受託会社のプライバシーコミットメントを遵守するために実施が必要となる活動の種類 ③　再受託会社が存在し、一体方式を選択している場合における、再受託会社の内部統制 ④　受託会社及び再受託会社の内部統制で対応していない該当する付録４の規準とその理由	該当するそれぞれの付録４の規準及び除外した再受託会社で実装することが期待されている当該規準を充足する内部統制の種類 エ．再受託会社が、受託会社のプライバシーコミットメントを遵守するために実施が必要となる活動の種類 ③　再受託会社が存在し、一体方式を選択している場合における、再受託会社の内部統制 ④　受託会社及び再受託会社の内部統制で対応していない該当する付録４の規準とその理由
《14．業務実施者の保証報告書の作成》	**《14．業務実施者の保証報告書の作成》**
《(1) 業務実施者の保証報告書の記載内容》	**《(1) 業務実施者の保証報告書の記載内容》**
61．業務実施者の保証報告書には、以下の基本的な事項を含めなければならない。（A57 項参照） (1) 独立した業務実施者の保証報告書であることを明瞭に示す表題 (2) 宛先 (3) 以下についての特定 ①　受託会社のシステムに関する記述書及び受託会社確認書。タイプ２の報告書の場合には第６項(15)②に記載されている事項、タイプ１の報告書の場合には第６項(14)②に記載されている事項が受託会社確認書に含まれる。 ②　受託会社のシステムに関する記述書のうち、業務実施者の意見の対象でない部分 ③　受託会社の内部統制のデザインの適切性、運用の有効性を評価する、該当する原則とその規準 ④　保証報告書がプライバシー原則を対象としている場合、受託会社のプライバシー実務の声明 ⑤　記述書に委託会社の相補的な内部統制が必要であることが記載されている場合、業務実施者は委託会社の相補的な内部統制のデザインの適切性や運用状況の有効性を評価していない旨、及び、受託会社の内部統制に加えて委託会社の相補的な内部統制が適切にデザインされている、又は有効に運用されている場合にのみ、受託会社のシステムに関する記述書に記載された、該当する原則とその規準を充足する旨 ⑥　再受託会社が業務を実施している場合、受託会社のシステムに関する記述書に記載されている再受託会社が実施している業務の内容及び取扱いの方式（一体方式又は除外方式）並びにア及びイ ア．除外方式の場合、受託会社のシステムに関する記述書から関連する再受託会社の特定の該当する原則とその規準及び関連する内部統制が除外されている旨、及び業務実施者は再受託会社の内部統制について手続を実施していない旨 イ．一体方式の場合、受託会社のシステムに関する記述書に再受託会社の該当する原則とその規準及び関連する内部統制が含まれている旨、及び業務実施者は再受託会社の内部統制に対する手続を実施している旨 (4) 規準、及び該当する原則とその規準を選択した者（ただし、受託会社が指定している場合は記載を省略できる。） (5) 保証報告書及びタイプ２の報告書の場合の運用評価手続の記述は、利用者として、想定利用	61．業務実施者の保証報告書には、以下の基本的な事項を含めなければならない。（A57 項参照） (1) 独立した業務実施者の保証報告書であることを明瞭に示す表題 (2) 宛先 (3) 以下についての特定 ①　受託会社のシステムに関する記述書及び受託会社確認書。タイプ２の報告書の場合には第６項(15)②に記載されている事項、タイプ１の報告書の場合には第６項(14)②に記載されている事項が受託会社確認書に含まれる。 ②　受託会社のシステムに関する記述書のうち、業務実施者の意見の対象でない部分 ③　受託会社の内部統制のデザインの適切性、運用の有効性を評価する、該当する原則とその規準 ④　保証報告書がプライバシー原則を対象としている場合、受託会社のプライバシー実務の声明 ⑤　記述書に委託会社の相補的な内部統制が必要であることが記載されている場合、業務実施者は委託会社の相補的な内部統制のデザインの適切性や運用状況の有効性を評価していない旨、及び、受託会社の内部統制に加えて委託会社の相補的な内部統制が適切にデザインされている、又は有効に運用されている場合にのみ、受託会社のシステムに関する記述書に記載された、該当する原則とその規準を充足する旨 ⑥　再受託会社が業務を実施している場合、受託会社のシステムに関する記述書に記載されている再受託会社が実施している業務の内容及び取扱いの方式（一体方式又は除外方式）並びにア及びイ ア．除外方式の場合、受託会社のシステムに関する記述書から関連する再受託会社の特定の該当する原則とその規準及び関連する内部統制が除外されている旨、及び業務実施者は再受託会社の内部統制について手続を実施していない旨 イ．一体方式の場合、受託会社のシステムに関する記述書に再受託会社の該当する原則とその規準及び関連する内部統制が含まれている旨、及び業務実施者は再受託会社の内部統制に対する手続を実施している旨 (4) 規準、及び該当する原則とその規準を選択した者（ただし、受託会社が指定している場合は記載を省略できる。） (5) 保証報告書及びタイプ２の報告書の場合の運用評価手続の記述は、利用者として、想定利用

新	旧
者のみを想定している旨。また、想定利用者は、該当する原則及びその規準による評価において、委託会社自身が運用する内部統制に関する情報を含めたその他の情報とともに、当該システムを検討するための十分な理解を有していることが想定されている旨（A58項参照）	者のみを想定している旨。また、想定利用者は、該当する原則及びその規準による評価において、委託会社自身が運用する内部統制に関する情報を含めたその他の情報とともに、当該システムを検討するための十分な理解を有していることが想定されている旨（A58項参照）
(6) 受託会社が以下に対する責任を有する旨	(6) 受託会社が以下に対する責任を有する旨
① 受託会社のシステムに関する記述書及び記述書に添付される受託会社確認書の作成（記述書と受託会社確認書の網羅性、正確性及び表示方法を含む。）	① 受託会社のシステムに関する記述書及び記述書に添付される受託会社確認書の作成（記述書と受託会社確認書の網羅性、正確性及び表示方法を含む。）
② 受託会社のシステムに関する記述書が対象とする業務の提供	② 受託会社のシステムに関する記述書が対象とする業務の提供
③ 該当する原則とその規準の記載	③ 該当する原則とその規準の記載
④ 受託会社のシステムに関する記述書に記載された該当する原則とその規準を充足するための内部統制のデザインと業務への適用	④ 受託会社のシステムに関する記述書に記載された該当する原則とその規準を充足するための内部統制のデザインと業務への適用
⑤ 規準のうち、一部に関連する該当業務がないなどの理由から対応するものがなく、規準の記載を省略する場合にはその理由の記載	⑤ 規準のうち、一部に関連する該当業務がないなどの理由から対応するものがなく、規準の記載を省略する場合にはその理由の記載
⑥ 保証報告書がプライバシー原則を対象としている場合、プライバシー実務の声明に含まれるか、受託会社のシステムに関する記述書に添付されたコミットメントの遵守	⑥ 保証報告書がプライバシー原則を対象としている場合、プライバシー実務の声明に含まれるか、受託会社のシステムに関する記述書に添付された、コミットメントの遵守
(7) 業務実施者の責任は、業務実施者が実施した手続に基づいて、受託会社の記述書、記述書に記載された該当する原則とその規準に関連する内部統制のデザイン、及び、タイプ２の報告書の場合、当該内部統制の運用状況の有効性がそれぞれ、該当する原則とその規準を充足していること、また、保証報告書がプライバシー原則を対象としている場合、必要に応じて、プライバシー実務の声明上のコミットメントが遵守されていることに対して意見を表明することにある旨	(7) 業務実施者の責任は、業務実施者が実施した手続に基づいて、受託会社の記述書、記述書に記載された該当する原則とその規準に関連する内部統制のデザイン、及び、タイプ２の報告書の場合、当該内部統制の運用状況の有効性がそれぞれ、該当する原則とその規準を充足していること、また、保証報告書がプライバシー原則を対象としている場合、プライバシー実務の声明上のコミットメントが遵守されていることに対して意見を表明することにある旨
(8) 本実務指針に準拠して業務を実施した旨及び本実務指針が、業務実施者に、全ての重要な点において、受託会社のシステムに関する記述書が適正に表示されているかどうか、内部統制が該当する原則とその規準を充足するよう適切にデザインされているかどうか、また、タイプ２の報告書の場合、内部統制が該当する原則とその規準を充足するよう有効に運用されているかどうか、さらに、保証報告書がプライバシー原則を対象としている場合、必要に応じて、プライバシー実務の声明上のコミットメントが遵守されていることについて合理的な保証を得るために手続を計画し実施することを求めている旨	(8) 本実務指針に準拠して業務を実施した旨及び本実務指針が、業務実施者に、全ての重要な点において、受託会社のシステムに関する記述書が適正に表示されているかどうか、内部統制が該当する原則とその規準を充足するよう適切にデザインされているかどうか、また、タイプ２の報告書の場合、内部統制が該当する原則とその規準を充足するよう有効に運用されているかどうか、さらに、保証報告書がプライバシー原則を対象としている場合、プライバシー実務の声明上のコミットメントが遵守されていることについて合理的な保証を得るために手続を計画し実施することを求めている旨
(9) 合理的な保証を得るための業務実施者の手続の要約、業務実施者が意見表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を得たと判断している旨、及び、タイプ１の報告書の場合、業務実施者は、内部統制の運用状況の有効性に関する手続を実施しておらず、したがって、それに対する意見を表明しない旨	(9) 合理的な保証を得るための業務実施者の手続の要約、業務実施者が意見表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を得たと判断している旨、及び、タイプ１の報告書の場合、業務実施者は、内部統制の運用状況の有効性に関する手続を実施しておらず、したがって、それに対する意見を表明しない旨
(10) 内部統制の限界の記載及びタイプ２の報告書の場合、将来の期間にわたる内部統制の運用状況に関する有効性の評価の予測に伴うリスク	(10) 内部統制の限界の記載及びタイプ２の報告書の場合、将来の期間にわたる内部統制の運用状況に関する有効性の評価の予測に伴うリスク
(11) 適切な規準に基づいて積極的形式により以下に関して表明される業務実施者の意見	(11) 適切な規準に基づいて積極的形式により以下に関して表明される業務実施者の意見
① タイプ２の報告書の場合	① タイプ２の報告書の場合
ア．記述書が、特定期間にわたりデザインされ業務に適用されていた受託会社のシステムを全ての重要な点において適正に表示しているかどうか。	ア．記述書が、特定期間にわたりデザインされ業務に適用されていた受託会社のシステムを全ての重要な点において適正に表示しているかどうか。
イ．受託会社のシステムに関する記述書に記載された該当する原則とその規準に関連する内部統制が、特定期間にわたって、全ての重要な点において該当する原則とその規準を充足するよう適切にデザインされているかどうか。なお、委託会社の相補的な内部統制が該当する原則とその規準の充足に必要な場合は、その条件についても記載する。	イ．受託会社のシステムに関する記述書に記載された該当する原則とその規準に関連する内部統制が、特定期間にわたって、全ての重要な点において該当する原則とその規準を充足するよう適切にデザインされているかどうか。なお、委託会社の相補的な内部統制が該当する原則とその規準の充足に必要な場合は、その条件についても記載する。

新	旧
ウ．記述書に記載された該当する原則とその規準の充足について合理的な保証を提供するために必要なものとして運用評価手続を実施した内部統制が、特定期間にわたって、全ての重要な点において該当する原則とその規準を充足するよう有効に運用されているかどうか。なお、委託会社の相補的な内部統制が該当する原則とその規準の充足に必要な場合は、その条件についても記載する。 エ．保証報告書がプライバシー原則を対象としている場合、必要に応じて、全ての重要な点においてプライバシー実務の声明上のコミットメントが遵守されているかどうか。 ② タイプ１の報告書の場合 ア．記述書が、基準日現在でデザインされ業務に適用されている受託会社のシステムを、全ての重要な点において適正に表示しているかどうか。 イ．受託会社のシステムに関する記述書に記載された該当する原則とその規準に関連する内部統制が、基準日現在で、全ての重要な点において該当する原則とその規準を充足するよう適切にデザインされているかどうか。 (12) 業務実施者の保証報告書の日付。業務実施者の保証報告書の日付は、業務実施者の意見表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手した日よりも前の日付としてはならない。 (13) 業務実施者の名称及び業務実施者の事務所の所在地。ただし、国内のみで流通することを前提に日本語で作成された保証報告書は、保証報告書に業務実施者の事務所の所在地を記載する必要性は乏しいためその記載を省略することができる。	ウ．記述書に記載された該当する原則とその規準の充足について合理的な保証を提供するために必要なものとして運用評価手続を実施した内部統制が、特定期間にわたって、全ての重要な点において該当する原則とその規準を充足するよう有効に運用されているかどうか。なお、委託会社の相補的な内部統制が該当する原則とその規準の充足に必要な場合は、その条件についても記載する。 エ．保証報告書がプライバシー原則を対象としている場合、全ての重要な点においてプライバシー実務の声明上のコミットメントが遵守されているかどうか。 ② タイプ１の報告書の場合 ア．記述書が、基準日現在でデザインされ業務に適用されている受託会社のシステムを、全ての重要な点において適正に表示しているかどうか。 イ．受託会社のシステムに関する記述書に記載された該当する原則とその規準に関連する内部統制が、基準日現在で、全ての重要な点において該当する原則とその規準を充足するよう適切にデザインされているかどうか。 (12) 業務実施者の保証報告書の日付。業務実施者の保証報告書の日付は、業務実施者の意見表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手した日よりも前の日付としてはならない。 (13) 業務実施者の名称及び業務実施者の事務所の所在地。ただし、国内のみで流通することを前提に日本語で作成された保証報告書は、保証報告書に業務実施者の事務所の所在地を記載する必要性は乏しいためその記載を省略することができる。
《Ⅳ　適用》	**《Ⅳ　適用》**
１．本実務指針は、以下の業務に適用する。 ・　タイプ１の報告書の場合、平成 25 年７月 24 日以後に基準日の到来する業務 ・　タイプ２の報告書の場合、平成 25 年７月 24 日以後に特定期間の開始日の到来する業務 ただし、平成 25 年７月 24 日以後に特定期間の終了日の到来する業務（タイプ２の報告書の場合）に適用することができる。	１．本実務指針は、以下の業務に適用する。 ・　タイプ１の報告書の場合、平成 25 年７月 24 日以後に基準日の到来する業務 ・　タイプ２の報告書の場合、平成 25 年７月 24 日以後に特定期間の開始日の到来する業務 ただし、平成 25 年７月 24 日以後に特定期間の終了日の到来する業務（タイプ２の報告書の場合）に適用することができる。
２．平成 27 年 10 月５日改正後の本実務指針は、以下の業務から適用する。 ・　タイプ１の報告書の場合、平成 27 年 10 月５日以後に基準日の到来する業務 ・　タイプ２の報告書の場合、平成 27 年 10 月５日以後に特定期間の開始日の到来する業務 ただし、平成 27 年 10 月５日以後に特定期間の終了日の到来する業務（タイプ２の報告書の場合）に適用することができる。	２．平成 27 年 10 月５日改正後の本実務指針は、以下の業務から適用する。 ・　タイプ１の報告書の場合、平成 27 年 10 月５日以後に基準日の到来する業務 ・　タイプ２の報告書の場合、平成 27 年 10 月５日以後に特定期間の開始日の到来する業務 ただし、平成 27 年 10 月５日以後に特定期間の終了日の到来する業務（タイプ２の報告書の場合）に適用することができる。
３．平成 29 年４月 26 日改正後の本実務指針は、以下の業務から適用する。 ・　タイプ１の報告書の場合、平成 29 年４月 26 日以後に基準日の到来する業務 ・　タイプ２の報告書の場合、平成 29 年４月 26 日以後に特定期間の開始日の到来する業務 ただし、平成 29 年４月 26 日以後に特定期間の終了日の到来する業務（タイプ２の報告書の場合）に適用することができる。	

新	旧
《付録１》（A57 項参照）	**《付録１》**（A57 項参照）
この付録は、記載例１として、タイプ２のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ及び機密保持に関連する受託会社確認書の記載例を示す。記載例２として、記載例１のケースのタイプ１の受託会社確認書の記載例を示す。さらに、記載例３として、プライバシーに関連するタイプ２の受託会社確認書の記載例を示す。	この付録は、記載例１として、タイプ２のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ及び機密保持に関連する受託会社確認書の記載例を示す。記載例２として、記載例１のケースのタイプ１の受託会社確認書の記載例を示す。さらに、記載例３として、プライバシーに関連するタイプ２の受託会社確認書の記載例を示す。
《受託会社確認書の記載例》	**《受託会社確認書の記載例》**
以下は、受託会社確認書の記載例であり、必ずしも全ての状況を網羅するものではなく、また、全ての状況に適用できることを意図したものではない。	以下は、受託会社確認書の記載例であり、必ずしも全ての状況を網羅するものではなく、また、全ての状況に適用できることを意図したものではない。
《記載例１：タイプ２のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ及び機密保持に関する受託会社確認書》	**《記載例１：タイプ２のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ及び機密保持に関する受託会社確認書》**
セキュリティ、可用性、処理のインテグリティ及び機密保持（注１）に関する 受託会社確認書 受託会社名：○○○○株式会社 添付の記述書は、「受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る内部統制の評価のための原則と規準」（ＩＴ委員会実務指針第７号付録４）のうち、セキュリティ、可用性、処理のインテグリティ及び機密保持の原則とその規準（注２）（以下「該当する原則とその規準」という。）を充足するように意図された内部統制に関する情報を、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間において受託会社の［受託業務の種類又は名称］システムを使用する委託会社、予想される委託会社、委託会社の監査人・業務実施者及び委託会社又は受託会社に係る規制当局（以下「想定利用者」という。）に提供するために作成されています。 想定利用者は、委託会社自身が運用する内部統制に関する情報を含めたその他の情報とともに、記述書を検討するための十分な理解を有することが想定されています。 当社は下記のとおりであることを確認します。 記 １．××頁から××頁に添付されている記述書には、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの全期間にわたり、委託会社の［受託業務の種類又は名称］のシステムが適正に表示されています。この確認に当たって、当社は以下の規準を使用しました。 (1) 添付の記述書が、以下の事項を含め、当社のシステムがどのようにデザインされ、業務に	セキュリティ、可用性、処理のインテグリティ及び機密保持（注１）に関する 受託会社確認書 受託会社名：○○○○株式会社 添付の記述書は、「受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る内部統制の評価のための原則と規準」（ＩＴ委員会実務指針第７号付録４）のうち、セキュリティ、可用性、処理のインテグリティ及び機密保持の原則とその規準（注２）（以下「該当する原則とその規準」という。）を充足するように意図された内部統制に関する情報を、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間において受託会社の［受託業務の種類又は名称］システムを使用する委託会社、予想される委託会社、委託会社の監査人・業務実施者及び委託会社又は受託会社に係る規制当局（以下「想定利用者」という。）に提供するために作成されています。 想定利用者は、委託会社自身が運用する内部統制に関する情報を含めたその他の情報とともに、記述書を検討するための十分な理解を有することが想定されています。 当社は下記のとおりであることを確認します。 記 １．××頁から××頁に添付されている記述書には、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの全期間にわたり、委託会社の［受託業務の種類又は名称］のシステムが適正に表示されています。この確認に当たって、当社は以下の規準を使用しました。 (1) 添付の記述書が、以下の事項を含め、当社のシステムがどのようにデザインされ、業務に

新	旧
適用されていたかを表示していること。 ① 提供される業務の種類 ② 業務提供に利用されるシステムの範囲 ③ 業務提供に利用されるシステムの構成要素 ・ インフラストラクチャー：物理的構造物、ＩＴ及びその他のハードウェア（例えば、設備、コンピュータ、機器、モバイル端末及び通信ネットワーク） ・ ソフトウェア：アプリケーションプログラムやアプリケーションプログラムをサポートするＩＴシステムソフトウェア（オペレーティングシステム、ミドルウェア及びユーティリティ） ・ 人員：システムのガバナンス、運用及び利用に携わる人員（開発者、運用担当者、組織のユーザ、ベンダーの担当者及び管理者） ・ 手続：自動処理及び手作業の手続 ・ データ：システムによって利用又は処理されたトランザクション、ファイル、データベース、テーブル及びアウトプット ④ 上記のほか重要な事象や状況を受託会社のシステムにより把握し対応する方法 ⑤ 委託会社のための報告書等を作成するために用いているプロセス ⑥ 該当する原則とその規準及びそれらを充足するようデザインされた内部統制 ⑦ 内部統制をデザインする段階で想定されている委託会社の相補的な内部統制 ⑧ 受託会社の統制環境、リスク評価プロセス、情報システム（関係する業務プロセスを含む。）と伝達、統制活動、モニタリング活動の側面のうち、受託業務に関連するもの (2) 平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間における当社のシステムの変更の内容が表示されていること。 (3) 記述書の対象とした当社のシステムに関連する情報が省略又は歪曲されていないこと（ただし、記述書は広範囲の想定利用者に共通するニーズを満たすために作成され、したがって、個々の想定利用者が、その特定の環境において重要と考えることのある当社のシステムの全ての側面が含まれているわけではないと認識しています。）。 ２．添付の記述書に記載された内部統制は、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間にわたって、適切にデザインされ、有効に運用されています。この確認に当たって、当社は該当する原則とその規準を使用しました。 以　上	適用されていたかを表示していること。 ① 提供される業務の種類 ② 業務提供に利用されるシステムの範囲 ③ 業務提供に利用されるシステムの構成要素 ・ インフラ：システムの物理的なハードウェア・構成要素(設備、機器及びネットワーク) ・ ソフトウェア：システムのプログラム及びオペレーティング・ソフト(システム、アプリケーション及びユーティリティ) ・ 人員：システムの運用及び利用に関与する人員(開発者、オペレーター及び管理者) ・ 手続：システムの運用に含まれる自動処理及び手作業の手続 ・ データ：システムによって利用され支援された情報(取引の流れ、ファイル、データベース及びテーブル) ④ 上記のほか重要な事象や状況を受託会社のシステムにより把握し対応する方法 ⑤ 委託会社のための報告書等を作成するために用いているプロセス ⑥ 該当する原則とその規準及びそれらを充足するようデザインされた内部統制 ⑦ 内部統制をデザインする段階で想定されている委託会社の相補的な内部統制 ⑧ 受託会社の統制環境、リスク評価プロセス、情報システム（関係する業務プロセスを含む。）と伝達、統制活動、モニタリング活動の側面のうち、受託業務に関連するもの (2) 平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間における当社のシステムの変更の内容が表示されていること。 (3) 記述書の対象とした当社のシステムに関連する情報が省略又は歪曲されていないこと（ただし、記述書は広範囲の想定利用者に共通するニーズを満たすために作成され、したがって、個々の想定利用者が、その特定の環境において重要と考えることのある当社のシステムの全ての側面が含まれているわけではないと認識しています。）。 ２．添付の記述書に記載された内部統制は、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間にわたって、適切にデザインされ、有効に運用されています。この確認に当たって、当社は、該当する原則とその規準を使用しました。 以　上

新	旧
（注１）　この表題は、セキュリティ、可用性、処理のインテグリティ及び機密保持の原則を選択した文例であり、それ以外の場合は選択した原則のみ記載する。 （注２）　記載例はセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ及び機密保持の原則を選択した文例であり、対象外の原則とその規準について記載しない。 （注３）　受託会社の要請により、主題情報を追加した場合、当該追加された主題情報についても該当事項を記載する。	（注１）　この表題は、セキュリティ、可用性、処理のインテグリティ及び機密保持の原則を選択した文例であり、それ以外の場合は選択した原則のみ記載する。 （注２）　記載例はセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ及び機密保持の原則を選択した文例であり、対象外の原則とその規準について記載しない。 （注３）　受託会社の要請により、主題情報を追加した場合、当該追加された主題情報についても該当事項を記載する。
《記載例２：タイプ１のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ及び機密保持に関する受託会社確認書》	**《記載例２：タイプ１のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ及び機密保持に関する受託会社確認書》**
セキュリティ、可用性、処理のインテグリティ及び機密保持（注１）に関する 受託会社確認書 受託会社名：○○○○株式会社 添付の記述書は、「受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る内部統制の評価のための原則と規準」（ＩＴ委員会実務指針第７号付録４）のうち、セキュリティ、可用性、処理のインテグリティ及び機密保持の原則とその規準（注２）（以下「該当する原則とその規準」という。）を充足するように意図された内部統制に関する情報を、平成×年×月×日現在において受託会社の［受託業務の種類又は名称］システムを使用する委託会社、予想される委託会社、委託会社の監査人・業務実施者及び委託会社又は受託会社に係る規制当局（以下「想定利用者」という。）に提供するために作成されています。 想定利用者は、委託会社自身が運用する内部統制に関する情報を含めたその他の情報とともに、記述書を検討するための十分な理解を有することが想定されています。 当社は下記のとおりであることを確認します。 記 １．××頁から××頁に添付されている記述書には、平成×年×月×日現在の受託会社の［受託業務の種類又は名称］のシステムが適正に表示されています。この確認に当たって、当社は以下の規準を使用しました。 (1) 添付の記述書が、以下の事項を含め、当社のシステムがどのようにデザインされ、業務に適用されていたかを表示していること。 ①　提供される業務の種類 ②　業務提供に利用されるシステムの範囲	セキュリティ、可用性、処理のインテグリティ及び機密保持（注１）に関する 受託会社確認書 受託会社名：○○○○株式会社 添付の記述書は、「受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る内部統制の評価のための原則と規準」（ＩＴ委員会実務指針第７号付録４）のうち、セキュリティ、可用性、処理のインテグリティ及び機密保持の原則とその規準（注２）（以下「該当する原則とその規準」という。）を充足するように意図された内部統制に関する情報を、平成×年×月×日現在において受託会社の［受託業務の種類又は名称］システムを使用する委託会社、予想される委託会社、委託会社の監査人・業務実施者及び委託会社又は受託会社に係る規制当局（以下「想定利用者」という。）に提供するために作成されています。 想定利用者は、委託会社自身が運用する内部統制に関する情報を含めたその他の情報とともに、記述書を検討するための十分な理解を有することが想定されています。 当社は下記のとおりであることを確認します。 記 １．××頁から××頁に添付されている記述書には、平成×年×月×日現在の受託会社の［受託業務の種類又は名称］のシステムが適正に表示されています。この確認に当たって、当社は以下の規準を使用しました。 (1) 添付の記述書が、以下の事項を含め、当社のシステムがどのようにデザインされ、業務に適用されていたかを表示していること。 ①　提供される業務の種類 ②　業務提供に利用されるシステムの範囲

新	旧
③　業務提供に利用されるシステムの構成要素 ・ インフラストラクチャー：物理的構造物、ＩＴ及びその他のハードウェア（例えば、設備、コンピュータ、機器、モバイル端末及び通信ネットワーク） ・ ソフトウェア：アプリケーションプログラムやアプリケーションプログラムをサポートするＩＴシステムソフトウェア（オペレーティングシステム、ミドルウェア及びユーティリティ） ・ 人員：システムのガバナンス、運用及び利用に携わる人員（開発者、運用担当者、組織のユーザ、ベンダーの担当者及び管理者） ・ 手続：自動処理及び手作業の手続 ・ データ：システムによって利用又は処理されたトランザクション、ファイル、データベース、テーブル及びアウトプット ④　上記のほか重要な事象や状況を受託会社のシステムにより把握し対応する方法 ⑤　委託会社のための報告書等を作成するために用いているプロセス ⑥　該当する原則とその規準及びそれらを充足するようデザインされた内部統制 ⑦　内部統制をデザインする段階で想定されている委託会社の相補的な内部統制 ⑧　受託会社の統制環境、リスク評価プロセス、情報システム（関係する業務プロセスを含む。）と伝達、統制活動、モニタリング活動の側面のうち、受託業務に関連するもの (2) 記述書の対象とした当社のシステムに関連する情報が省略又は歪曲されていないこと（ただし、記述書は広範囲の想定利用者に共通するニーズを満たすために作成され、したがって、個々の想定利用者が、その特定の環境において重要と考えることのある当社のシステムの全ての側面が含まれているわけではないと認識しています。）。 ２．添付の記述書に記載された内部統制は、平成×年×月×日現在、適切にデザインされています。この確認に当たって、当社は該当する原則とその規準を使用しました。 以　上	③　業務提供に利用されるシステムの構成要素 ・ インフラ：システムの物理的なハードウェア・構成要素(設備、機器及びネットワーク) ・ ソフトウェア：システムのプログラム及びオペレーティング・ソフト(システム、アプリケーション及びユーティリティ) ・ 人員：システムの運用及び利用に関与する人員(開発者、オペレーター及び管理者) ・ 手続：システムの運用に含まれる自動処理及び手作業の手続 ・ データ：システムによって利用され支援された情報(取引の流れ、ファイル、データベース及びテーブル) ④　上記のほか重要な事象や状況を受託会社のシステムにより把握し対応する方法 ⑤　委託会社のための報告書等を作成するために用いているプロセス ⑥　該当する原則とその規準及びそれらを充足するようデザインされた内部統制 ⑦　内部統制をデザインする段階で想定されている委託会社の相補的な内部統制 ⑧　受託会社の統制環境、リスク評価プロセス、情報システム（関係する業務プロセスを含む。）と伝達、統制活動、モニタリング活動の側面のうち、受託業務に関連するもの (2) 記述書の対象とした当社のシステムに関連する情報が省略又は歪曲されていないこと（ただし、記述書は広範囲の想定利用者に共通するニーズを満たすために作成され、したがって、個々の想定利用者が、その特定の環境において重要と考えることのある当社のシステムの全ての側面が含まれているわけではないと認識しています。）。 ２．添付の記述書に記載された内部統制は、平成×年×月×日現在、適切にデザインされています。この確認に当たって、当社は、該当する原則とその規準を使用しました。 以　上
（注１）　この表題は、セキュリティ、可用性、処理のインテグリティ及び機密保持の原則を選択した文例であり、それ以外の場合は選択した原則のみ記載する。 （注２）　記載例はセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ及び機密保持の原則を選択した文例であり、対象外の原則とその規準について記載しない。	（注１）　この表題は、セキュリティ、可用性、処理のインテグリティ及び機密保持の原則を選択した文例であり、それ以外の場合は選択した原則のみ記載する。 （注２）　記載例はセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ及び機密保持の原則を選択した文例であり、対象外の原則とその規準について記載しない。
（注３）　受託会社の要請により、主題情報を追加した場合、当該追加された主題情報についても該当事項を記載する。	（注３）　受託会社の要請により、主題情報を追加した場合、当該追加された主題情報についても該当事項を記載する。

新	旧
《記載例３：タイプ２のプライバシーに関する受託会社確認書》	**《記載例３：タイプ２のプライバシーに関する受託会社確認書》**
プライバシーに関する受託会社確認書 受託会社名：○○○○株式会社 添付の記述書は、「受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る内部統制の評価のための原則と規準」（ＩＴ委員会実務指針第７号付録４）のうち、プライバシー原則とその規準（注１）（以下「該当する原則とその規準」という。）を充足するように意図された内部統制に関する情報を、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間において受託会社の［受託業務の種類又は名称］システムを使用する委託会社、予想される委託会社、委託会社の監査人・業務実施者及び委託会社又は受託会社に係る規制当局（以下「想定利用者」という。）に提供するために作成されています。 想定利用者は、委託会社自身が運用する内部統制に関する情報を含めたその他の情報とともに、記述書を検討するための十分な理解を有することが想定されています。 当社は下記のとおりであることを確認します。 記 １．××頁から××頁に添付されている記述書には、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの全期間にわたり、当社の［受託業務の種類又は名称］のシステムが適正に表示されています。この確認に当たって、当社は以下の規準を使用しました。 (1) 添付の記述書が、以下の事項を含め、当社のシステムがどのようにデザインされ、業務に適用されていたかを表示していること。 ① 提供される業務の種類 ② 業務提供に利用されるシステムの範囲 ③ 以下の業務提供に利用されるシステムの構成要素 ・ インフラストラクチャー：物理的構造物、ＩＴ及びその他のハードウェア（例えば、設備、コンピュータ、機器、モバイル端末及び通信ネットワーク） ・ ソフトウェア：アプリケーションプログラムやアプリケーションプログラムをサポートするＩＴシステムソフトウェア（オペレーティングシステム、ミドルウェア及びユーティリティ） ・ 人員：システムのガバナンス、運用及び利用に携わる人員（開発者、運用担当者、組織のユーザ、ベンダーの担当者及び管理者） ・ 手続：自動処理及び手作業の手続	プライバシーに関する受託会社確認書 受託会社名：○○○○株式会社 添付の記述書は、「受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る内部統制の評価のための原則と規準」（ＩＴ委員会実務指針第７号付録４）のうち、プライバシー原則とその規準（注１）（以下「該当する原則とその規準」という。）を充足するように意図された内部統制に関する情報を、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間において受託会社の［受託業務の種類又は名称］システムを使用する委託会社、予想される委託会社、委託会社の監査人・業務実施者及び委託会社又は受託会社に係る規制当局（以下「想定利用者」という。）に提供するために作成されています。 想定利用者は、委託会社自身が運用する内部統制に関する情報を含めたその他の情報とともに、記述書を検討するための十分な理解を有することが想定されています。 当社は下記のとおりであることを確認します。 記 １．××頁から××頁に添付されている記述書には、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの全期間にわたり、当社の［受託業務の種類又は名称］のシステムが適正に表示されています。この確認に当たって、当社は以下の規準を使用しました。 (1) 添付の記述書が、以下の事項を含め、当社のシステムがどのようにデザインされ、業務に適用されていたかを表示していること。 ① 提供される業務の種類 ② 業務提供に利用されるシステムの範囲 ③ 以下の業務提供に利用されるシステムの構成要素 ・ インフラ：システムの物理的なハードウェア・構成要素(設備、機器及びネットワーク) ・ ソフトウェア：システムのプログラム及びオペレーティング・ソフト(システム、アプリケーション及びユーティリティ) ・ 人員：システムの運用及び利用に関与する人員(開発者、オペレーター及び管理者) ・ 手続：システムの運用に含まれる自動処理及び手作業の手続

新	旧
・ データ：システムによって利用又は処理されたトランザクション、ファイル、データベース、テーブル及びアウトプット ④ 記述書に記載されているシステムの境界又は局面。情報のプライバシーに関係するため、少なくとも、パーソナル・インフォメーションライフサイクルを通じてパーソナル・インフォメーションの収集、利用、保持、開示及び廃棄又は匿名化に直接的又は間接的に関係する全てのシステム構成要素が含まれている。 ⑤ 個人から収集し、又は委託会社や他の組織から入手したパーソナル・インフォメーションの種類、それらの情報の収集方法。委託会社が収集している場合、受託会社による入手方法 ⑥ ア．委託会社との合意書、法令によりパーソナル・インフォメーションに適用される詳細な要求事項を識別し、イ．それらの要求事項に合致する内部統制と実務を導入するプロセス ⑦ 受託会社が、パーソナル・インフォメーションを収集、利用、保持、開示及び廃棄又は匿名化している場合、当該個人に提供しているプライバシー通知は、該当する原則とその規準に記載されたプライバシー通知の規準に準拠して作成されている。 ⑧ 受託会社ではなく、委託会社に個人にプライバシー通知を提供する責任がある場合、委託会社による個人へのプライバシー通知の方法、委託会社によるプライバシー通知を個人に伝達する責任及び受託会社における自らのプライバシー実務の声明上、委託会社へプライバシー実務を伝達する責任。これらに関する声明には、以下の情報が含まれる。 ア．受託会社とその委託会社間のほとんどの合意に共通した重要なプライバシー及び関連するセキュリティの要求事項並びに受託会社が全て又はほとんどの委託会社に適合する委託会社との合意におけるその他の要求事項の概要 イ．委託会社との合意書に含まれない、受託会社が全て若しくはほとんどの委託会社に適合する法令、業界又は市場から必須となる重要なプライバシー及び関連するセキュリティの要求事項の概要 ウ．委託会社との合意書で認められたパーソナル・インフォメーションの収集目的、利用、開示並びにその合意書で禁じられているパーソナル・インフォメーションの収集目的、利用、開示に関する委託会社によるコミットメント及びこれらの合意書で禁止されていないパーソナル・インフォメーションの収集目的、利用、開示以外のもの エ．記載された目的若しくは契約要件において必要とされるものを超えない期間若しくは法令で要求される期間で保持される情報に関する声明又はその他の保持実務に関する声明 オ．廃棄される情報の滅失、盗難、誤用又は未承認のアクセスを防止する方法に関する声	・ データ：システムによって利用され支援された情報(取引の流れ、ファイル、データベース及びテーブル) ④ 記述書に記載されているシステムの境界又は局面。情報のプライバシーに関係するため、少なくとも、パーソナル・インフォメーションライフサイクルを通じてパーソナル・インフォメーションの収集、利用、保持、開示及び廃棄又は匿名化に直接的又は間接的に関係する全てのシステム構成要素が含まれている。 ⑤ 個人から収集し、又は委託会社や他の組織から入手したパーソナル・インフォメーションの種類、それらの情報の収集方法。委託会社が収集している場合、受託会社による入手方法 ⑥ ア．委託会社との合意書、法令によりパーソナル・インフォメーションに適用される詳細な要求事項を識別し、イ．それらの要求事項に合致する内部統制と実務を導入するプロセス ⑦ 受託会社が、パーソナル・インフォメーションを収集、利用、保持、開示及び廃棄又は匿名化している場合、当該個人に提供しているプライバシー通知は、該当する原則とその規準に記載されたプライバシー通知の規準に準拠して作成されている。 ⑧ 受託会社ではなく、委託会社に個人にプライバシー通知を提供する責任がある場合、委託会社による個人へのプライバシー通知の方法、委託会社によるプライバシー通知を個人に伝達する責任及び受託会社における自らのプライバシー実務の声明上、委託会社へプライバシー実務を伝達する責任。これらに関する声明には、以下の情報が含まれる。 ア．受託会社とその委託会社間のほとんどの合意に共通した重要なプライバシー及び関連するセキュリティの要求事項並びに受託会社が全て又はほとんどの委託会社に適合する委託会社との合意におけるその他の要求事項の概要 イ．委託会社との合意書に含まれない、受託会社が全て若しくはほとんどの委託会社に適合する法令、業界又は市場から必須となる重要なプライバシー及び関連するセキュリティの要求事項の概要 ウ．委託会社との合意書で認められたパーソナル・インフォメーションの収集目的、利用、開示並びにその合意書で禁じられているパーソナル・インフォメーションの収集目的、利用、開示に関する委託会社によるコミットメント及びこれらの合意書で禁止されていないパーソナル・インフォメーションの収集目的、利用、開示以外のもの エ．記載された目的若しくは契約要件において必要とされるものを超えない期間若しくは法令で要求される期間で保持される情報に関する声明又はその他の保持実務に関する声明 オ．廃棄される情報の滅失、盗難、誤用又は未承認のアクセスを防止する方法に関する声

新	旧
明	明
カ．個人が自らの情報を閲覧、更新又は修正するアクセスを得るために、委託会社から認められた手続の受託会社による支援の方法	カ．個人が自らの情報を閲覧、更新又は修正するアクセスを得るために、委託会社から認められた手続の受託会社による支援の方法
キ．パーソナル・インフォメーションが正確かつ完全なものであるかを特定する手続及び受託会社が委託会社から許可された修正手続をどのように導入したかに関する記述	キ．パーソナル・インフォメーションが正確かつ完全なものであるかを特定する手続及び受託会社が委託会社から許可された修正手続をどのように導入したかに関する記述
ク．個人から（個人から直接又は委託会社を経由して間接かにかかわらず）の自己のパーソナル・インフォメーションに関する問合せ、苦情及び紛争についての受託会社の取扱方法	ク．個人から（個人から直接又は委託会社を経由して間接かにかかわらず）の自己のパーソナル・インフォメーションに関する問合せ、苦情及び紛争についての受託会社の取扱方法
ケ．文書化されたセキュリティプログラムの存在と、それが業界やその他の基準に基づいている事に関する声明	ケ．文書化されたセキュリティプログラムの存在と、それが業界やその他の基準に基づいている事に関する声明
コ．受託会社が委託会社にとって適切であると考えるプライバシー実務に関係するその他の情報	コ．受託会社が委託会社にとって適切であると考えるプライバシー実務に関係するその他の情報
⑨　受託会社ではなく、委託会社に個人にプライバシー通知を提供する責任がある場合、受託会社のプライバシー実務の声明	⑨　受託会社ではなく、委託会社に個人にプライバシー通知を提供する責任がある場合、受託会社のプライバシー実務の声明
⑩　重要な事象や状況を受託会社のシステムにより把握し対応する方法	⑩　重要な事象や状況を受託会社のシステムにより把握し対応する方法
⑪　委託会社又はその他の関係者に、サービス、報告及びその他の情報を提供するプロセス	⑪　委託会社又はその他の関係者に、サービス、報告及びその他の情報を提供するプロセス
⑫　再受託会社又はその他の者と、情報を提供又は受領する場合	⑫　再受託会社又はその他の者と、情報を提供又は受領する場合
ア．情報の提供又は受領の方法、再受託会社又はその他の者の役割	ア．情報の提供又は受領の方法、再受託会社又はその他の者の役割
イ．受託会社のプライバシー実務の声明に準拠して、その情報が保護されている事を特定するために実施される手続	イ．受託会社のプライバシー実務の声明に準拠して、その情報が保護されている事を特定するために実施される手続
⑬　報告される原則ごとに該当する付録４の規準及びそれらを充足するようデザインされた関連する内部統制（受託会社のシステムのデザインで想定された委託会社の相補的な内部統制を含む。）	⑬　報告される原則ごとに該当する付録４の規準及びそれらを充足するようデザインされた関連する内部統制（受託会社のシステムのデザインで想定された委託会社の相補的な内部統制を含む。）
⑭　再受託会社が存在し、除外方式を選択している場合	⑭　再受託会社が存在し、除外方式を選択している場合
ア．再受託会社が提供するサービスの性質	ア．再受託会社が提供するサービスの性質
イ．責任が再受託会社に委任された、パーソナル・インフォメーションライフサイクルのあらゆる側面	イ．責任が再受託会社に委任された、パーソナル・インフォメーションライフサイクルのあらゆる側面
ウ．再受託会社単独又は受託会社との組合せの内部統制によって充足するように意図された該当するそれぞれの付録４の規準及び除外した再受託会社で実装することが期待されている当該規準を充足する内部統制の種類	ウ．再受託会社単独又は受託会社との組合せの内部統制によって充足するように意図された該当するそれぞれの付録４の規準及び除外した再受託会社で実装することが期待されている当該規準を充足する内部統制の種類
エ．再受託会社が、受託会社のプライバシーコミットメントを遵守するために実施が必要となる活動の種類	エ．再受託会社が、受託会社のプライバシーコミットメントを遵守するために実施が必要となる活動の種類

新	旧
⑮　受託会社及び再受託会社の内部統制で対応していない該当する付録４の規準とその理由 ⑯　受託会社の統制環境、リスク評価プロセス、情報、伝達システム及びモニタリング活動の側面のうち、提供されるサービス、パーソナル・インフォメーションライフサイクル及び該当する付録４の規準に関連するその他のもの (2) 平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間における当社のシステムの変更の内容が表示されていること。 (3) 記述書の対象とした当社のシステム及びパーソナル・インフォメーションライフサイクルに関連する情報が省略又は歪曲されていないこと（ただし、記述書は広範囲の想定利用者に共通するニーズを満たすために作成され、したがって、個々の想定利用者が、その特定のニーズにおいて重要と考える当社のシステム及びパーソナル・インフォメーションライフサイクルの全ての側面が含まれているわけではないと認識しています。）。 ２．添付の記述書に記載された内部統制は、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間にわたって、適切にデザインされ、有効に運用されています。この確認に当たって、当社は、該当する原則とその規準を使用しました。 ３．プライバシー実務の声明上のコミットメントは、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間にわたって、全ての重要な点において遵守していました。 以　上	⑮　受託会社及び再受託会社の内部統制で対応していない該当する付録４の規準とその理由 ⑯　受託会社の統制環境、リスク評価プロセス、情報、伝達システム及びモニタリング活動の側面のうち、提供されるサービス、パーソナル・インフォメーションライフサイクル及び該当する付録４の規準に関連するその他のもの (2) 平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間における当社のシステムの変更の内容が表示されていること。 (3) 記述書の対象とした当社のシステム及びパーソナル・インフォメーションライフサイクルに関連する情報が省略又は歪曲されていないこと（ただし、記述書は広範囲の想定利用者に共通するニーズを満たすために作成され、したがって、個々の想定利用者が、その特定のニーズにおいて重要と考える当社のシステム及びパーソナル・インフォメーションライフサイクルの全ての側面が含まれているわけではないと認識しています。）。 ２．添付の記述書に記載された内部統制は、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間にわたって、適切にデザインされ、有効に運用されています。この確認に当たって、当社は、該当する原則とその規準を使用しました。 ３．プライバシー実務の声明上のコミットメントは、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間にわたって、全ての重要な点において遵守していました。 以　上
（注１）　受託会社の要請により、主題情報を追加した場合、当該追加された主題情報についても該当事項を記載する。	（注１）　受託会社の要請により、主題情報を追加した場合、当該追加された主題情報についても該当事項を記載する。
《付録２》（A57 項参照）	**《付録２》**（A57 項参照）
《業務実施者の保証報告書の文例》 以下は、報告書の文例であり、必ずしも全ての状況を網羅するものではなく、また、全ての状況に適用できることを意図したものではない。	**《業務実施者の保証報告書の文例》** 以下は、報告書の文例であり、必ずしも全ての状況を網羅するものではなく、また、全ての状況に適用できることを意図したものではない。

新	旧
《文例３：タイプ２のプライバシーに関する業務実施者の保証報告書》	**《文例３：タイプ２のプライバシーに関する業務実施者の保証報告書》**
受託会社のシステムに係るプライバシーの記述書並びに内部統制のデザイン及び運用状況に関する独立業務実施者の保証報告書 平成×年×月×日 ○○○○株式会社（受託会社）　御中 ○　○監査法人 代 表 社 員　公認会計士　○○○○　印 業務執行社員 業務執行社員　公認会計士　○○○○　印 （注１） **範囲** 当監査法人（注２）は、××頁から××頁に記載されている「[平成×年×月×日］における○○○○株式会社（以下「受託会社」という。）の　［受託業務の種類又は名称］のシステムの記述書」（以下「記述書」という。）、及びその記述書に記載された「受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る内部統制の評価のための原則と規準」（ＩＴ委員会実務指針第７号付録４）のうち、プライバシー原則とその規準（以下「該当する原則とその規準」という。）を充足するように意図された内部統制のデザイン及び運用状況について報告する業務を実施した。（注３） 当監査法人の業務は、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間における、受託会社のプライバシーに関する法令の遵守に関する法的判断を提供しない。 記述書は、受託会社の内部統制のデザインで考慮された相補的な委託会社の内部統制が、受託会社の関連する内部統制に加えて、適切にデザインされており、有効に運用されている場合のみ、記述書に特定された該当する原則とその規準を充足できることを示す。当監査法人（注２）は、当該相補的な委託会社の内部統制のデザインや運用状況の有効性を評価していない。 **受託会社の責任** 受託会社の責任は、受託会社確認書及び添付される記述書を作成すること、記述書と受託会社確認書の網羅性、正確性及び表示方法、記述書が対象とする業務を提供すること、該当する原則とその規準を充足する内部統制を記述書に記載すること、該当する原則とその規準を充足するための内部統制をデザインし、業務へ適用し、更に有効に運用することにある。 **業務実施者の責任** 当監査法人（注２）の責任は、実施した手続に基づき、受託会社の記述書及び当該記述書に記載された該当する原則とその規準に関連する内部統制のデザインと運用状況に対する意見を表明することにある。 当監査法人（注２）は、日本公認会計士協会が公表したＩＴ委員会実務指針第７号「受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る内部統	受託会社のシステムに係るプライバシーの記述書並びに内部統制のデザイン及び運用状況に関する独立業務実施者の保証報告書 平成×年×月×日 ○○○○株式会社（受託会社）　御中 ○　○監査法人 代 表 社 員　公認会計士　○○○○　印 業務執行社員 業務執行社員　公認会計士　○○○○　印 （注１） **範囲** 当監査法人（注２）は、××頁から××頁に記載されている「[平成×年×月×日］における○○○○株式会社（以下「受託会社」という。）の　［受託業務の種類又は名称］のシステムの記述書」（以下「記述書」という。）、及びその記述書に記載された「受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る内部統制の評価のための原則と規準」（ＩＴ委員会実務指針第７号付録４）のうち、プライバシー原則とその規準（以下「該当する原則とその規準」という。）を充足するように意図された内部統制のデザイン及び運用状況並びにプライバシー実務の声明上のコミットメント（以下「プライバシーコミットメント」という。）の遵守について報告する業務を実施した。（注３） 当監査法人の業務は、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間における、受託会社のプライバシーに関する法令の遵守やプライバシーコミットメントの遵守に関する法的判断を提供しない。 記述書は、受託会社の内部統制のデザインで考慮された相補的な委託会社の内部統制が、受託会社の関連する内部統制に加えて、適切にデザインされており、有効に運用されている場合のみ、記述書に特定された該当する原則とその規準を充足できることを示す。当監査法人（注２）は、当該相補的な委託会社の内部統制のデザインや運用状況の有効性を評価していない。 **受託会社の責任** 受託会社の責任は、受託会社確認書及び添付される記述書を作成すること、記述書と受託会社確認書の網羅性、正確性及び表示方法、記述書が対象とする業務を提供すること、該当する原則とその規準を充足する内部統制を記述書に記載すること、該当する原則とその規準を充足するための内部統制をデザインし、業務へ適用し、更に有効に運用すること並びに記述書に記載されたプライバシーコミットメントを遵守することにある。 **業務実施者の責任** 当監査法人（注２）の責任は、実施した手続に基づき、受託会社の記述書及び当該記述書に記載された該当する原則とその規準に関連する内部統制のデザインと運用状況及びプライバシーコミットメントの遵守に対する意見を表明することにある。 当監査法人（注２）は、日本公認会計士協会が公表したＩＴ委員会実務指針第７号「受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る内部統

新	旧
制の保証報告書」に準拠して業務を実施した。当該実務指針は、当監査法人（注２）に、関連する職業倫理に関する規定を遵守し、全ての重要な点において、記述書が適正に表示されているかどうか、及び該当する原則とその規準を充足する内部統制が適切にデザインされ、有効に運用されているかどうかについて合理的な保証を得るための手続を計画し実施することを求めている。 受託会社の内部統制の記述書の表示の適正性、デザインの適切性及び運用状況の有効性について報告する保証業務においては、受託会社のシステムに関する記述書の表示の適正性及び内部統制のデザインの適切性と運用状況の有効性について証拠を入手するための手続が実施される。 手続は、業務実施者の判断により、記述書が適正に表示されていないリスク、及び該当する原則とその規準を充足する内部統制が適切にデザインされていない又は有効に運用されていないリスクの評価に基づいて選択及び適用される。当監査法人（注２）の実施した手続には、記述書に記載された該当する原則とその規準を充足するという合理的な保証を提供するために必要と考える内部統制の運用評価手続が含まれている。また、本保証業務には、記述書の全体的な表示を評価することが含まれる。 当監査法人（注２）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を得たと判断している。 受託会社の内部統制の限界 受託会社の記述書は、広範囲の想定利用者に共通するニーズを満たすために作成されている。したがって、記述書には、個々の委託会社がその特定の環境において重要と考える受託会社のシステムの全ての側面が含まれているわけではない。 また、受託会社の内部統制は、内部統制の性質及び固有の限界により、必ずしも該当する原則とその規準を充足するように運用されない可能性があり、パーソナル・インフォメーションの未承認のアクセスや使用、法令が遵守されない可能性がある。例えば、パーソナル・インフォメーションの不正や未承認のアクセス又は承認された要員による未承認の使用や開示が発見又は防止されない可能性がある。 さらに、この有効性の評価に基づき将来を予測することには、受託会社の内部統制が不適切になる又は機能しなくなるというリスクが伴う。 意見 当監査法人（注２）の意見は、本保証報告書に記載されている状況を踏まえて形成されている。 当監査法人（注２）が意見形成において使用した規準は、××頁の受託会社確認書に記載されている。 当監査法人（注２）の意見は次のとおりである。 (1) 記述書は、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間にわたってデザインされ業務に適用されている［受託業務の種類又は名称］システム及びプライバシー実務を、全ての重要な点において適正に表示している。 (2) 受託会社の内部統制のデザインで考慮された相補的な委託会社の内部統制が、委託会社において平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間にわたって適用されている場合、	制の保証報告書」に準拠して業務を実施した。当該実務指針は、当監査法人（注２）に、関連する職業倫理に関する規定を遵守し、全ての重要な点において、記述書が適正に表示されているかどうか、及び該当する原則とその規準を充足する内部統制が適切にデザインされ、有効に運用されているかどうか、及びプライバシーコミットメントが遵守されているかどうかについて合理的な保証を得るための手続を計画し実施することを求めている。 受託会社の内部統制の記述書の表示の適正性、デザインの適切性及び運用状況の有効性及びプライバシーコミットメントの遵守について報告する保証業務においては、受託会社のシステムに関する記述書の表示の適正性及び内部統制のデザインの適切性と運用状況の有効性及びプライバシーコミットメントの遵守について証拠を入手するための手続が実施される。 手続は、業務実施者の判断により、記述書が適正に表示されていないリスク、及び該当する原則とその規準を充足する内部統制が適切にデザインされていない又は有効に運用されていないリスク及びプライバシーコミットメントが遵守されないリスクの評価に基づいて選択及び適用される。当監査法人（注２）の実施した手続には、記述書に記載された該当する原則とその規準を充足するという合理的な保証を提供するために必要と考える内部統制の運用評価手続及びプライバシーコミットメントの評価手続が含まれている。また、本保証業務には、記述書の全体的な表示を評価することが含まれる。 当監査法人（注２）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を得たと判断している。 受託会社の内部統制の限界 受託会社の記述書は、広範囲の想定利用者に共通するニーズを満たすために作成されている。したがって、記述書には、個々の委託会社がその特定の環境において重要と考える受託会社のシステムの全ての側面が含まれているわけではない。 また、受託会社の内部統制は、内部統制の性質及び固有の限界により、必ずしも該当する原則とその規準を充足するように運用されない可能性があり、パーソナル・インフォメーションの未承認のアクセスや使用、法令が遵守されない可能性がある。例えば、パーソナル・インフォメーションの不正や未承認のアクセス又は承認された要員による未承認の使用や開示が発見又は防止されない可能性があり、また、受託会社の要員によるプライバシーコミットメントの遵守が行われない可能性がある。 さらに、この有効性の評価に基づき将来を予測することには、受託会社の内部統制が不適切になる又は機能しなくなるというリスクが伴う。 意見 当監査法人（注２）の意見は、本保証報告書に記載されている状況を踏まえて形成されている。 当監査法人（注２）が意見形成において使用した規準は、××頁の受託会社確認書に記載されている。 当監査法人（注２）の意見は次のとおりである。 (1) 記述書は、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間にわたってデザインされ業務に適用されている［受託業務の種類又は名称］システム及びプライバシー実務を、全ての重要な点において適正に表示している。 (2) 受託会社の内部統制のデザインで考慮された相補的な委託会社の内部統制が、委託会社において平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間にわたって適用されている場合、

新	旧
記述書に記載された受託会社の内部統制は、該当する原則とその規準を充足するように全ての重要な点において適切にデザインされている。 (3) 受託会社の内部統制のデザインで考慮された相補的な委託会社の内部統制が、委託会社において平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間にわたって有効に運用されている場合、記述書に記載された該当する原則とその規準の充足について合理的な保証を提供するために必要なものとして、運用評価手続を実施した受託会社の内部統制は、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間にわたって、全ての重要な点において有効に運用されている。 運用評価手続の記述 運用評価手続を実施した特定の内部統制と、当該運用評価手続の種類、時期及び結果は、××頁から××頁に記載されている。 想定利用者と目的 本保証報告書及び××頁から××頁に記載された内部統制の運用評価手続の記述は、利用者として、受託会社並びに平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間に受託会社の［受託業務の種類又は名称］システムを使用する委託会社、予想される委託会社、委託会社の監査人・業務実施者及び委託会社又は受託会社に係る規制当局のみを想定している。また、想定利用者は、委託会社自身が運用する内部統制に関する情報を含めたその他の情報とともに、当該システム及びプライバシー実務を検討するための十分な理解を有することが想定されている。 以　上	記述書に記載された受託会社の内部統制は、該当する原則とその規準を充足するように全ての重要な点において適切にデザインされている。 (3) 受託会社の内部統制のデザインで考慮された相補的な委託会社の内部統制が、委託会社において平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間にわたって有効に運用されている場合、記述書に記載された該当する原則とその規準の充足について合理的な保証を提供するために必要なものとして、運用評価手続を実施した受託会社の内部統制は、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間にわたって、全ての重要な点において有効に運用されている。 (4) 受託会社のプライバシーコミットメントは、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間にわたって、遵守されていた。 運用評価手続の記述 運用評価手続を実施した特定の内部統制及びプライバシーコミットメントと、当該運用評価手続の種類、時期及び結果は、××頁から××頁に記載されている。 想定利用者と目的 本保証報告書及び××頁から××頁に記載された内部統制の運用評価手続及びプライバシーコミットメント評価手続の記述は、利用者として、受託会社並びに平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間に受託会社の［受託業務の種類又は名称］システムを使用する委託会社、予想される委託会社、委託会社の監査人・業務実施者及び委託会社又は受託会社に係る規制当局のみを想定している。また、想定利用者は、委託会社自身が運用する内部統制に関する情報を含めたその他の情報とともに、当該システム及びプライバシー実務を検討するための十分な理解を有することが想定されている。 以　上
（注１）①　業務契約において業務実施者が特定されている場合又は監査法人の場合において報告書署名者に関する内規がある場合には、これらに応じて代表社員の肩書を省略するなど、適宜必要な修正を行う。 ②　業務実施者が公認会計士の場合には、以下とする。 ○○○○　公認会計士事務所 公認会計士　○○○○　印 ○○○○　公認会計士事務所 公認会計士　○○○○　印 （注２）　業務実施者が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。 （注３）　記述書の一部が業務実施者の業務の範囲に含まれない場合、その旨を保証報告書に明記する。 （注４）　必要と認める場合には、公認会計士法に準じた利害関係の有無に関して、保証報告書の末尾に、例えば以下の記載をすることができる。 利害関係 受託会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。	（注１）①　業務契約において業務実施者が特定されている場合又は監査法人の場合において報告書署名者に関する内規がある場合には、これらに応じて代表社員の肩書を省略するなど、適宜必要な修正を行う。 ②　業務実施者が公認会計士の場合には、以下とする。 ○○○○　公認会計士事務所 公認会計士　○○○○　印 ○○○○　公認会計士事務所 公認会計士　○○○○　印 （注２）　業務実施者が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。 （注３）　記述書の一部が業務実施者の業務の範囲に含まれない場合、その旨を保証報告書に明記する。 （注４）　必要と認める場合には、公認会計士法に準じた利害関係の有無に関して、保証報告書の末尾に、例えば以下の記載をすることができる。 利害関係 受託会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

新	旧
（注５）　受託会社の要請により主題情報を追加した場合、範囲及び意見に関する記述は区分して記載する。また、追加された主題情報について業務実施者が実施した追加の検証手続及びその結果についても報告書に区分して記載する。	（注５）　受託会社の要請により主題情報を追加した場合、範囲及び意見に関する記述は区分して記載する。また、追加された主題情報について業務実施者が実施した追加の検証手続及びその結果についても報告書に区分して記載する。

以　上